

わがまち特例一覧

対象資産・税目		取得時期	適用期間	桐生市の特例割合 (課税標準の特例措置)	根拠法令・市条例	対象となる具体的な資産の例	
家庭的保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産 ・固定資産税(家屋・償却資産) ・都市計画税(家屋)		平成29年4月1日から	期限なし	2分の1	・地方税法第349条の3第27項 ・桐生市市税条例第61条の2第1項	家庭的保育事業の認可を受けた者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産	
居宅訪問型保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産 ・固定資産税(家屋・償却資産) ・都市計画税(家屋)		平成29年4月1日から	期限なし	2分の1	・地方税法第349条の3第28項 ・桐生市市税条例第61条の2第2項	居宅訪問型保育事業の認可を受けた者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産	
事業所内保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産 ・固定資産税(家屋・償却資産) ・都市計画税(家屋)		平成29年4月1日から	期限なし	2分の1	・地方税法第349条の3第29項 ・桐生市市税条例第61条の2第3項	事業所内保育事業の認可を受けた者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産(利用定員5人以下)	
公共の危害防止用施設	污水又は廃液処理施設 ・固定資産税(償却資産)	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	期限なし	2分の1	・地方税法附則第15条第2項第1号 ・桐生市市税条例附則第10条の2第1項	沈殿又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、ろ過装置等	
	下水道除害施設 ・固定資産税(償却資産)	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	期限なし	4分の3	・地方税法附則第15条第2項第5号 ・桐生市市税条例附則第10条の2第2項	沈殿又は浮上装置、汚泥処理装置、ろ過装置、中和装置等	
再生可能エネルギー発電設備	太陽光発電設備 ・固定資産税(償却資産)	出力1,000キロワット以上	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	4分の3	・地方税法附則第15条第25項第3号イ ・桐生市市税条例附則第10条の2第8項	太陽光発電設備	
		出力1,000キロワット未満		3分の2	・地方税法附則第15条第25項第1号イ ・桐生市市税条例附則第10条の2第3項		
	風力発電設備 ・固定資産税(償却資産)	出力20キロワット以上		3分の2	・地方税法附則第15条第25項第1号ロ ・桐生市市税条例附則第10条の2第4項	風力発電設備	
		出力20キロワット未満		4分の3	・地方税法附則第15条第25項第3号ロ ・桐生市市税条例附則第10条の2第9項		
	水力発電設備 ・固定資産税(償却資産)	出力5,000キロワット以上		4分の3	・地方税法附則第15条第25項第3号ハ ・桐生市市税条例附則第10条の2第10項	水力発電設備	
		出力5,000キロワット未満		2分の1	・地方税法附則第15条第25項第4号イ ・桐生市市税条例附則第10条の2第11項		
	地熱発電設備 ・固定資産税(償却資産)	出力1,000キロワット以上		2分の1	・地方税法附則第15条第25項第4号ロ ・桐生市市税条例附則第10条の2第12項	地熱発電設備	
		出力1,000キロワット未満		3分の2	・地方税法附則第15条第25項第1号ハ ・桐生市市税条例附則第10条の2第5項		
	バイオマス発電設備 ・固定資産税(償却資産)	出力10,000キロワット以上 20,000キロワット未満	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	3分の2	・地方税法附則第15条第25項第1号ニ ・桐生市市税条例附則第10条の2第6項	バイオマス発電設備	
		出力10,000キロワット未満		2分の1	・地方税法附則第15条第25項第4号ハ ・桐生市市税条例附則第10条の2第13項		
		出力10,000キロワット以上 20,000キロワット未満		7分の6	・地方税法附則第15条第25項第2号 ・桐生市市税条例附則第10条の2第7項		
一体型滞在快適性等向上施設等 ・固定資産税(土地・家屋・償却資産) ・都市資産税(土地・家屋)		令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	5年間	2分の1	・地方税法附則第15条第37項 ・桐生市市税条例附則第10条の2第14項	一体型滞在快適性等向上事業により整備した土地、家屋、及び償却資産	
サービス付き高齢者向け賃貸住宅 ・固定資産税(家屋)		平成27年4月1日から令和7年3月31日まで	5年間	3分の2 (固定資産税の減額措置)	・地方税法附則第15条の8第2項 ・桐生市市税条例附則第10条の2第15項	高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者住宅である賃家住宅(契約方式が賃貸借契約に限る)	
長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンション ・固定資産税(家屋)		(大規模修繕等の実施期間) 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	1年間	3分の1 (固定資産税の減額措置)	・地方税法附則第15条の9の3第1項 ・桐生市市税条例附則第10条の2第16項	新築後20年以上を経過した分譲マンションで、大規模の修繕等が行われたもの	